

# もくじ (資料編)

## 1 関係条文等

- (1) 岩国日米協議会規約 ..... - 1 -
- (2) 岩国基地騒音対策連絡協議会要綱 ..... - 1 -
- (3) 岩国基地周辺地域航空機騒音調査基本方針（基本要綱） ..... - 1 -
- (4) 岩国基地における米軍機の着艦訓練に係る騒音測定調査実施要領 ..... - 1 -
- (5) 米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会規約 ..... - 2 -
- (6) 米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱 ..... - 2 -
- (7) 岩国基地沖合移設促進期成同盟会規約 ..... - 5 -
- (8) 岩国基地に関する協議会確認書 ..... - 5 -
- (9) 岩国市及び岩国地区消防組合とアメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地との間の消防相互応援協定 ..... - 6 -
- (10) 災害対応における協力、準備、立入りに関する現地実施協定（仮訳） ..... - 6 -

## 2 関係法令等

- (1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約 ..... - 9 -
- (2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定 ..... - 9 -
- (3) 航空機騒音に係る環境基準について ..... - 16 -
- (4) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄） ..... - 17 -
- (5) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（抄） ..... - 19 -
- (6) 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（抄） ... - 20 -
- (7) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法 ..... - 22 -
- (8) 再編実施のための日米のロードマップ（仮訳）（抜粋） ..... - 26 -
- (9) 在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について ..... - 27 -
- (10) 日米合同委員会組織 ..... - 28 -
- (11) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（抄） ..... - 29 -
- (12) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（抄） ..... - 29 -
- (13) 基地交付金対象資産の範囲 ..... - 30 -
- (14) 施設等所在市町村調整交付金交付要綱 ..... - 30 -
- (15) 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律 ..... - 30 -

## 3 国と岩国市とで交した公文書の写し

- (1) 加藤書簡 ..... - 32 -
- (2) 航空自衛隊の配置に関する陳情書 ..... - 32 -
- (3) 小野書簡 ..... - 33 -
- (4) 米軍岩国基地に関連する要請書 ..... - 34 -

(5) 諸富書簡 .....	- 34 -
(6) 米軍岩国基地に関する要請書 .....	- 35 -
(7) 岩国飛行場に係る要請について（回答） .....	- 35 -
(8) 米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望書 .....	- 36 -
(9) 米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望書（回答） .....	- 38 -
(10) 在日米軍再編に係る地域振興策についての要望書 .....	- 41 -
(11) 岩国飛行場及びその近郊を恒常的なFCLP施設の整備場所にしないことについて ...	- 42 -
(12) 岩国飛行場及びその近郊を恒常的なFCLP施設の整備場所にしないことについて（回 答） .....	- 42 -

#### **4    そ の 他**

(1) 平成 29 年 5 月    空母艦載機移駐に係る住民説明会資料 .....	- 43 -
--	--------

# 1 関係条文等

## (1) 岩国日米協議会規約

昭和 46 年 2 月 10 日  
改正 平成 3 年 5 月 15 日

(設置)

第 1 条 岩国市と現地米軍との間の緊密なる協力、親善関係の促進その他共同して相互間の問題の解決を図るため、岩国日米協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 協議会は、岩国市、国及び県の関係ある出先機関並びに現地米軍の代表をもって構成する。

(所掌事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 各種情報交換に関する事。
- (2) 岩国市及び現地米軍の双方に影響を有する諸問題に係る関係者に対する助言に関する事。
- (3) 関係機関による決定事項、指令及び法令の実施の促進に関する事。
- (4) 日米相互に影響を有する現地の諸問題に関する事。
- (5) 計画された案件の措置がもたらす結果及び見込みについて、双方いずれかの要請に基づいて評定すること。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、日米相互の協議により必要の都度開催する。

2 協議上必要があるときは、第 2 条に定める構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会でこれを定める。

付 則

この規約は、平成 3 年 5 月 15 日から施行する。

## (2) 岩国基地騒音対策連絡協議会要綱

制定 昭和 56 年 3 月 26 日  
改正 平成 2 年 10 月 12 日  
平成 5 年 5 月 25 日  
平成 8 年 6 月 26 日  
平成 9 年 9 月 1 日  
平成 10 年 7 月 15 日  
平成 12 年 11 月 1 日  
平成 18 年 3 月 20 日  
平成 19 年 4 月 1 日

### 1 名称

本会は、岩国基地騒音対策連絡協議会と称する。

### 2 目的

本会は、岩国基地周辺地域航空機騒音調査基本方針に基づき、岩国基地周辺地域の航空機騒音の測定計画及び測定条件、その他航空機騒音に関し必要な事項を協議するため設置するものとする。

### 3 構成

本会は、山口県（岩国基地沖合移設対策室、環境政策課、岩国健康福祉センター、環境保健センター）及び岩国市（基地対策課、環境保全課）の事務担当者をもって構成する。

なお、協議上必要があるときは、構成員以外の関係者の出席を求め、会議に参加させることができる。

### 4 任務

本会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 航空機騒音の測定計画及び測定条件、その他航空機騒音の測定に関し必要な事項。
- (2) 航空機騒音の測定結果
- (3) その他航空機騒音に関する事。

### 5 事務局

本会の事務局は、岩国市基地対策課内に置く。

### 6 その他

この規約に定めるもののほか、必要な事項は協議会で定める。

## (3) 岩国基地周辺地域航空機騒音調査基本方針 (基本要綱)

制定 昭和 56 年 3 月 26 日  
改正 平成元年 3 月 23 日  
平成 2 年 10 月 12 日  
平成 4 年 2 月 21 日  
平成 5 年 5 月 25 日  
平成 8 年 6 月 26 日  
平成 9 年 9 月 1 日  
平成 10 年 7 月 15 日  
平成 12 年 11 月 1 日  
平成 16 年 4 月 1 日  
平成 18 年 3 月 20 日  
平成 19 年 4 月 1 日

### 1 目的

岩国基地周辺地域における航空機騒音を、着艦訓練時における騒音等を含め、より正確に測定してその実態を把握し、同地域における騒音対策に資するものとする。

### 2 騒音対策連絡協議会

県及び岩国市は、騒音対策連絡協議会を構成し、岩国基地周辺地域の航空機騒音の測定計画及び測定条件、その他航空機騒音に関し必要な事項を協議するものとする。

### 3 測定方法

- (1) 県及び岩国市が協力して、常時測定点と一定期間ごとの移動点における測定を実施し、あわせて、着艦訓練時に特に期間及び測定地点を定めて行う測定並びに測定が必要と認められる地点における随時の測定を実施するものとする。
- (2) 常時測定点は県 4 地点及び岩国市 5 地点の計 9 地点とし、移動点における測定は県 2 地点及び岩国市 2 地点において実施する。
- (3) 着艦訓練等基地周辺に著しい騒音が測定される場合の測定計画及び測定条件詳細は、別に協議して定めるものとする。

### 4 測定開始時期

昭和 56 年から実施するものとする。

### 5 その他

データ記録用紙の様式は統一し、相互に交換するものとする。

## (4) 岩国基地における米軍機の着艦訓練に係る騒音測定調査実施要領

制定 平成 10 年 7 月 15 日  
改正 平成 12 年 11 月 1 日  
平成 18 年 3 月 20 日  
平成 19 年 4 月 1 日

### 1 目的

岩国基地周辺地域航空機騒音調査基本方針（基本要綱）に基づき、山口県及び岩国市が共同で米軍機着艦訓練時における航空機騒音を測定し、その実態を把握し、同地域における今後の騒音対策に資することを目的とする。

### 2 調査内容

- (1) 調査期間  
米軍機着艦訓練期間
- (2) 調査機関  
山口県：岩国基地沖合移設対策室、環境政策課、岩国健康福祉センター、環境保健センター  
岩国市：基地対策課、環境保全課
- (3) 調査地点  
次に掲げる 7 地点において調査を実施する。  
①岩国市旭町（県常時監視局）  
②岩国市車町（県常時監視局）  
③岩国市門前町（県常時監視局）  
④岩国市由宇町南（県常時監視局）  
⑤岩国市川口町（市常時監視局）  
⑥岩国市尾津町（市常時監視局）  
⑦岩国市由宇町港（市常時監視局）

- (4) 調査項目  
騒音レベル(最大値及びその時刻)時間ごとの飛行回数、1日ごとのWECPNL。
- (5) 調査方法  
「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年12月27日環境庁告示第154号)第1の2に定める方法。
- 3 調査結果及び公表
- (1) 山口県環境保健センターが調査結果を取りまとめ、岩国基地騒音対策連絡協議会(以下「協議会」という。)にこれを報告するものとする。
- (2) 着艦訓練が実施された際、直ちに騒音測定データを公表する必要が生じた場合、当該調査機関データについては、各機関単位の責任においてこれを公表できるものとする。
- (3) 他機関のデータについては、調査機関の了解を得ればこれを公表できるものとする。
- (4) 緊急にデータを公表したときは、協議会に対しデータを公表した旨を報告するものとする。
- 4 その他  
協議会は、必要に応じて、臨時調査点を定め、調査を実施することができるものとする。

### (5) 米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会規約

制定 昭和54年4月24日  
改正 平成元年2月13日  
平成3年2月6日  
平成19年2月1日  
平成20年2月15日

(目的)

第1条 この協議会は、米海兵隊岩国航空基地の周辺地域においてアメリカ合衆国軍隊(以下「米軍」という。)又は海上自衛隊(以下「自衛隊」という。)の航空機にかかる航空事故及び航空事故に伴う災害(以下「航空事故」という。)が発生した場合の関係機関相互間の連絡調整体制を整備し、総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会(以下「協議会」という。)という。

(構成)

第3条 協議会は、別表の関係機関をもって構成するものとする。

(機能)

第4条 協議会は、航空事故等が発生した場合において必要な応急対策を迅速、かつ、的確に実施するため、別に定める緊急措置要綱により円滑な運営を図るものとする。

(会議の開催)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会議と臨時会議とし、中国四国防衛局が招集する。

2 定例会議は、原則として年1回(10月)開催するものとし、臨時会議は関係機関の要請があった場合又はその必要がある場合に開催することができる。

(会議の運営及び決定事項)

第6条 会議の運営は、中国四国防衛局が関係機関と調整の上、会議に必要な諸事項を定めて行うものとし、会議の決定事項は協定の締結又は会議録をもって確認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の機関に限って適用される協定等の締結については、当該関係機関の協議により定めるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、中国四国防衛局企画部業務課が行う。(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会で定めるものとする。

### (6) 米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱

制定 昭和54年4月24日  
改正 平成元年2月13日  
平成3年2月6日  
平成19年2月1日  
平成20年2月15日

米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会は、協議会規約第4条の規定に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。(趣旨)

第1条 この要綱は、米軍又は自衛隊の航空機にかかる航空事故が発生した場合の関係機関の緊急連絡通報及び人命の救助、消火活動、現場管理の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(情報収集の協力)

第2条 関係機関は、航空事故の発生に際し、迅速、かつ、的確な情報の収集及び伝達を行うため、平素から相互に緊密な連携を保持するものとする。

(連絡責任者及び補助者の指定)

第3条 関係機関は、緊急時における相互間の緊密、かつ、適切な連絡調整を図るため、あらかじめ勤務時間内及び夜間、休日等の勤務時間外の連絡責任者及び補助者(以下「連絡責任者等」という。)を指定しておくものとする。

2 前項の連絡責任者等の指定を行った場合又は変更を生じた場合は、速やかに中国四国防衛局(企画部業務課)に通知するものとし、中国四国防衛局はその旨を関係機関に通知するものとする。

3 連絡責任者等職名指定名簿は、別表1によるものとする。

(事故発生時の緊急通報)

第4条 米軍又は自衛隊の連絡責任者等は、航空事故の発生を知ったときは、直ちに岩国防衛事務所に通報するとともに事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関に通報するものとする。

2 事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関の連絡責任者等は、航空事故の発生を知ったときは、直ちに岩国防衛事務所及び自衛隊に通報するものとする。

3 航空事故の発生時における通報の細部は、別表2-1、2-2「緊急連絡通報系統図(第1報)」によるものとする。

(緊急連絡通報の内容)

第5条 前条の規定による緊急通報は、次の各号に掲げる事項について、判明の都度行うものとする。ただし、前条第1項の米軍又は自衛隊が通報を行う場合、次の(7)の事項についてはこの限りではない。

- (1) 事故の種類(墜落、不時着、器物・危険物の落下又は投棄)
- (2) 事故発生の日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数及び危険物積載の有無
- (4) 事故現場の状況
- (5) 搭載燃料の概算量
- (6) 救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類に関する情報
- (7) 死亡者及び負傷者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍及び傷害の程度、収容先並びに財産被害の状況
- (8) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報
- (9) その他必要事項

2 緊急連絡通報は、別表3に掲げる記録事項にしたがって行うものとする。

(現場連絡所の設置等)

第6条 中国四国防衛局又は自衛隊は、航空事故により住民に被害が生じた場合には、関係機関との有機的な連絡調整を図り被害者の救護等に万全を期するため、必要に応じて、現地に現場連絡所を設置するものとする。

2 前項の現場連絡所を設置する場合、関係の県、市、町又は海上保安部等の関係機関は、現場連絡所の設置に必要な建物等施設の確保又は提供に協力するものとする。

3 関係機関は、中国四国防衛局又は自衛隊から所要の措置について要請があったときは、これに協力するものとする。

(関係機関の任務分担)

第7条 航空事故が発生した場合の関係機関の主な任務分担は、別表4及び5に掲げるとおりとする。

(米軍の援助協力)

第8条 米軍は、航空事故が発生した場合の所要措置について関係機関から援助の要請があったときは、速やかに協力するものとする。

(自衛隊又は米軍の消防隊が派遣された場合の消防活動等)

第9条 自衛隊又は米軍の消防隊が災害現場に派遣された場合の消防活動等については、次によるものとする。

(1) 自衛隊及び消防又は海上保安部等の関係機関は、緊密な連携のもとに迅速、かつ、効率的な消防活動等を実施するものとする。この場合、消防又は海上保安部等の関係機関の長は、自衛隊の派遣部隊の長と作業内容、担当部署等について調整するものとする。

(2) 自衛隊の派遣部隊の長は、災害現場に到着したときは、消防又は海上保安部等の関係機関の長に対し、装備の種類、数量、人員等について通報するとともに、支援活動が完了した場合においてもその状況を通報するものとする。

2 米軍消防隊の消防活動等については、米軍と消防機関との間で消防に関する相互援助協定等が締結されている場合は、前項に準じて活動するものとする。

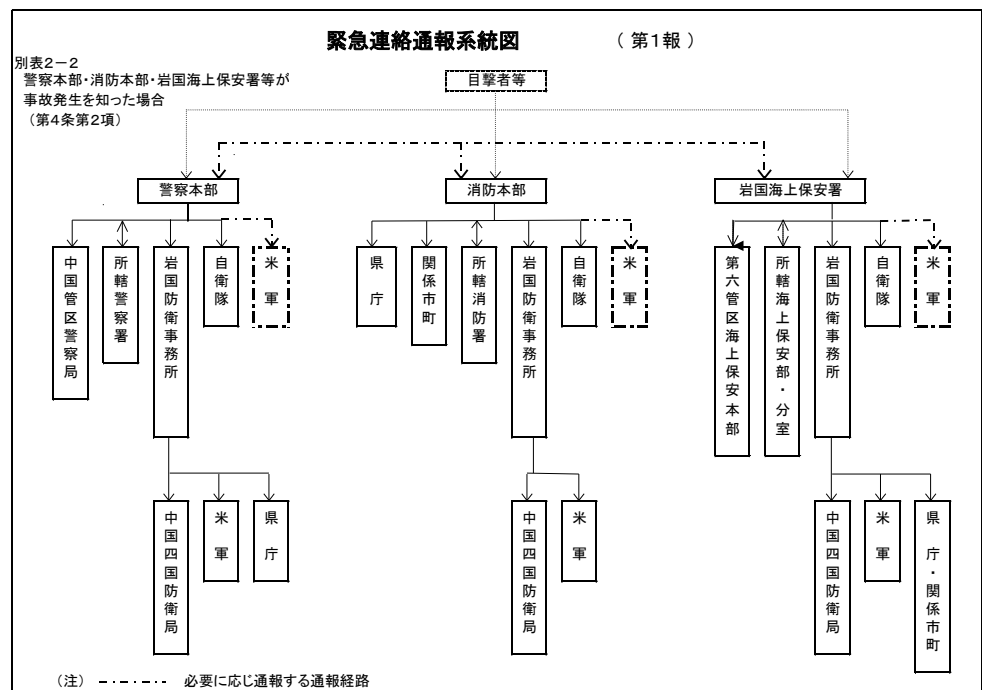
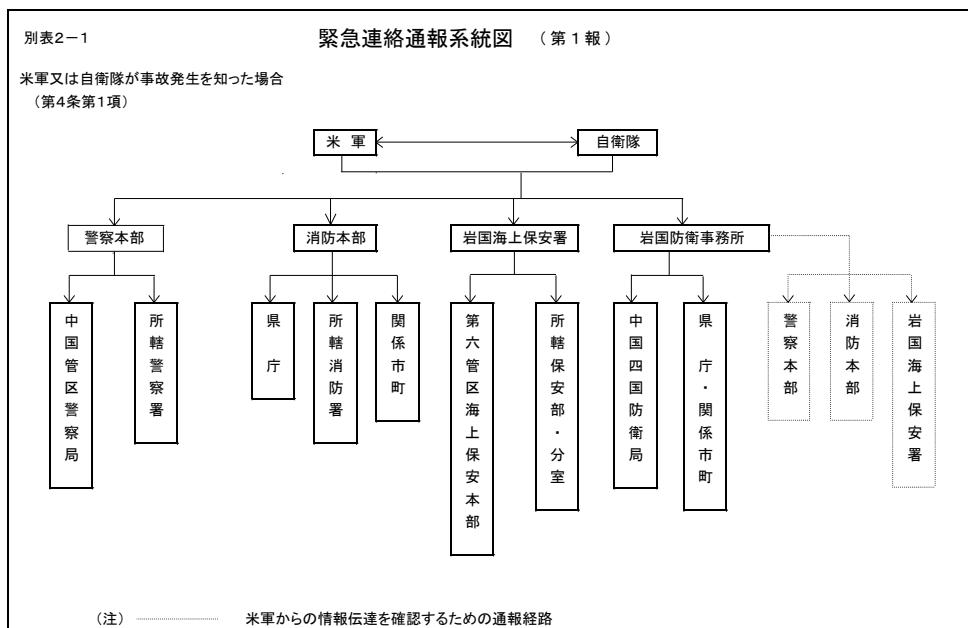
(警察又は海上保安部等の関係機関の協力)

第10条 警察又は海上保安部等の関係機関は、米軍の航空機による航空事故の被害調査のため、中国四国防衛局が現場の立入りを必要とする場合においては、捜査上支障とならない範囲で協力するものとする。

(細目事項の規定)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な細目については、協議会において別に定めるものとする。

別表1 省略



別表 3

## 航空機事故発生通報記録表

機関名 : \_\_\_\_\_

( 整理番号No. \_\_\_\_\_ )

発信年月日及び時刻 : 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分)

受信年月日及び時刻 : 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分)

発信者官職氏名 : \_\_\_\_\_

受信者官職氏名 : \_\_\_\_\_

(1) 事故の種類 (墜落、不時着、器物・危険物の落下、投棄)

(2) 事故発生の日時 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分)  
# 場所 : ( \_\_\_\_\_ )

(3) 事故機の種別、乗員数及び危険物積載の有無  
米軍機 ( \_\_\_\_\_ ) 乗員数 ( \_\_\_\_\_ )  
自衛隊機 ( \_\_\_\_\_ ) 搭載燃料の概算量 ( \_\_\_\_\_ )  
民間機 ( \_\_\_\_\_ )  
救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類  
種類 ( \_\_\_\_\_ ), 数量 ( \_\_\_\_\_ )

(4) 事故現場の状況 : 陸上 (市街地、住宅密集地、山林、田、畑、河川、その他)  
海上 (漁船、客船、フェリー、タンカー、貨物船、その他)

(5) 死亡者及び負傷者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍、傷害の程度並びに取容先

(6) 財産被害者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍及び被害の状況

(7) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報

(8) その他必要な事項

別表 4

## 米軍航空事故にかかる関係機関の任務分担表

事項内容	内 容	機 関	県	市町	消防	警察	海保	防衛局	米軍	自衛隊	適用
人身被害	被災死亡者の処置	(1) 住民等 (他地域者を含む)		◎	○	◎		○	○	○	
		(2) 乗員等 (事故機又は船舶の場合を含む)		○	○	◎	◎	◎	◎	◎	
	負傷者の救急活動	(1) 住民等 (上記(1)に同じ)		○	◎	◎		○	○	○	
		(2) 乗員等 (上記(2)に同じ)		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		(3) 救急病院の引受け確認		○	◎			○			
財産被害	消防活動	(4) より適切な病院への転院		○	○			◎			
		(5) 負傷者の応急手当		◎	○		◎				
	消防活動の統制	(1) 陸上			◎				○	○	
		(2) 海上		○	○		◎				
		(2) 海上		○	◎	○					
現場対策	警備活動	(1) 現場保存					◎	◎		◎	
		(2) 立入制限				◎	◎		◎		
		(3) 財産保護、警備		○		◎	◎				
		(4) 現場交通規制及び交通整理				◎	◎				
		(5) 残置財産保全		○		○	○				◎
救護対策	財産被害者の救援及び協力	(1) 仮住居の斡旋、提供		○						◎	
		(2) 生活必需品の支給							◎	○	

注 : 1 ◎印は、主務機関を示す。  
2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。  
3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

別表 5

## 自衛隊航空事故にかかる関係機関の任務分担表

事項内容	内 容	機 関	県	市町	消防	警察	海保	防衛局	米軍	自衛隊	適用
人身被害	被災死亡者の処置	(1) 住民等 (他地域者を含む)		◎	○	◎		○	○		
		(2) 乗員等 (事故機又は船舶の場合を含む)		○	○	◎	◎	◎	◎	◎	
	負傷者の救急活動	(1) 住民等 (上記(1)に同じ)		○	◎	◎		○	○		
		(2) 乗員等 (上記(2)に同じ)		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		(3) 救急病院の引受け確認		○	◎					○	
財産被害	消防活動	(4) より適切な病院への転院		◎	○			◎		◎	
		(5) 負傷者の応急手当		◎	○		◎				◎
	消防活動の統制	(1) 陸上			◎				○	○	
		(2) 海上		○	○		◎				
		(2) 海上		○	◎	○					
現場対策	警備活動	(1) 現場保存					◎	◎		○	
		(2) 立入制限				◎	◎		○		
		(3) 財産保護、警備		○		◎	◎			○	
		(4) 現場交通規制及び交通整理				◎	◎				
		(5) 残置財産保全		○		○	○				◎
救護対策	財産被害者の救援及び協力	(1) 仮住居の斡旋、提供		○						◎	
		(2) 生活必需品の支給								◎	

注 : 1 ◎印は、主務機関を示す。  
2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。  
3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

## (7) 岩国基地沖合移設促進期成同盟会規約

制定 昭和53年6月12日  
改正 昭和53年7月1日  
昭和55年12月13日  
平成16年10月1日  
平成17年2月21日  
平成18年3月20日

### 第1章 総 則

- (名称)  
第1条 この会は、岩国基地沖合移設促進期成同盟会という。
- (目的)  
第2条 この会は、基地に起因する騒音等の諸障害及び航空機墜落等の危険性の軽減又は除去並びに周辺地域の発展を図るために、岩国基地沖合移設の実現を強力に促進することを目的とする。
- (事業)  
第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 移設の促進に関すること。
  - (2) 国、政党等に対する要望及び陳情に関すること。
  - (3) 会員相互の連絡協調に関すること。
  - (4) 調査及び資料の作成に関すること。
  - (5) その他の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会 員

- (会員)  
第4条 この会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
- (1) 山口県知事及び山口県議会議長
  - (2) 市長会、市議会議長会、町村会及び町議会議長会の会長
  - (3) 岩国市及び柳井市の市長及び市議会議長
  - (4) 周防大島町及び和木町の町長及び町議会議長

### 第3章 役 員

- (役員)  
第5条 この会には、次の役員を置く。
- (1) 会 長 1人
  - (2) 副会長 7人
  - (3) 監 事 若干人
- (会長、副会長及び監事)  
第6条 会長は、山口県知事をもって充て、副会長は、山口県議会議長並びに市長会、市議会議長会、町村会及び町議会議長会の会長並びに岩国市長及び岩国市議会議長をもって充て、監事は、総会で選出する。
- 2 会長は、この会の事務を総理し、この会を代表する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
  - 4 監事は、会計を監査する。

- (役員任期)  
第7条 役員任期は、その者の職務によって充てられる者のほか、2年とし、再任を妨げない。
- 2 役員に選任された者に異動があったときは、その後任者が当該役員に選任されたものとみなす。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

- (顧問及び参与)  
第8条 この会に、事業の推進に関し、必要な指導及び援助を受けるため、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問は国会議員のうちから、参与は県議会議員のうちから会長が委嘱する。
  - 3 第1項の目的のため、必要に応じ、顧問又は参与による会議を開催することができる。

### 第4章 幹事及び事務局

- (幹事)  
第9条 この会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、会員の事務局(議会議務局を除く。)の局長、部長、課長又はこれらの職に準ずる職にある者をもって充てる。
  - 3 幹事は、会長の命を受けて会務の企画運営に従事する。

(事務局)

- 第10条 この会の事務を処理するため、岩国市総合政策部基地対策課内に、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及び事務職員を置く。
  - 3 事務局長は、岩国市の幹事をもって充て、事務職員は、岩国市総合政策部基地対策課の職員をもって充てる。
  - 4 第2項に定めるもののほか、必要に応じ嘱託を置くことができる。

### 第5章 会 議

(定例総会及び臨時総会)

- 第11条 この会の会議は、通常総会と臨時総会とする。
- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
  - 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は会員の4分の1以上の者から付議すべき事件を示して臨時総会の開催の請求があったとき、これを開催する。

(招集)

- 第12条 通常総会及び臨時総会(以下「総会」という。)は、会長が招集する。
- 2 招集は、会員に対し、付議すべき事件並びに総会の日時及び場所を開会5日前までに文書をもって通知してするものとする。ただし、急務を要する場合は、この限りでない。

(議長)

- 第13条 総会の議長は、会長をもって充てる。
- (定足数)  
第14条 総会は、会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(表決)

- 第15条 総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員で、代理者に表決を委任したものは、出席者とみなす。
- (付議事件)

- 第16条 総会は、次に掲げる事件を議決する。
- (1) 規約を改廃すること。
  - (2) 事業計画を定め、事業報告を承認すること。
  - (3) 予算を定め、決算を承認すること。
  - (4) 分担金に関すること。
  - (5) この会の解散に関すること。

### 第6章 会 計

(経費)

- 第17条 この会の事業遂行に要する経費は、分担金その他の諸収入をもって充てる。
- (会計年度)

- 第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

### 第7章 雑 則

(その他)

- 第19条 この規約に定めるもののほか、この会の運営について必要な事項は、会長が定める。

## (8) 岩国基地に関する協議会確認書

### 確 認 書

米軍岩国基地に係る安心・安全対策について、共同して問題解決を図るため、中国四国防衛局(以下「甲」という。)及び岩国市(以下「乙」という。)並びに山口県(以下「丙」という。)は、三者が定期的に協議を行う場を設置することに合意し、ここに確認する。

(設置)

- 第1条 甲、乙及び丙は、米軍岩国基地に係る安心・安全対策について、協議を行うため、「岩国基地に関する協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次の事項について協議する。
- (1) 米軍岩国基地に係る安心・安全対策(「米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望書」(平成20年10

月 31 日付け岩国市長文書)に係るものをいう。) に関する事。

(2) その他必要な事項

(構成)

第 3 条 協議会は、中国四国防衛局長及び同局企画部長、岩国市長及び同市基地対策担当部長並びに山口県総務部理事をもって構成する。

2 協議会に幹事会を置く。

3 幹事会は、中国四国防衛局企画部長、同局調達部次長、同局基地対策室長及び同局岩国防衛事務所長、岩国市副市長、同市基地対策担当部長及び同市基地対策課長並びに山口県総務部理事及び同県岩国基地沖合移設対策室次長をもって構成する。

4 協議会及び幹事会には、構成員の要請を踏まえ、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

5 協議会の事務を処理するため、甲及び乙で構成する事務局を置く。

(開催)

第 4 条 協議会及び幹事会の開催は次のとおりとする。

(1) 協議会は、甲、乙又は丙の求めに応じ、適宜開催する。

(2) 幹事会は、協議会の議事を円滑に運営するため、必要の都度、適宜開催することができる。

(その他)

第 5 条 その他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

平成 21 年 2 月 3 日

甲 中国四国防衛局長  
乙 岩 国 市 長  
丙 山口県総務部理事

## (9) 岩国市及び岩国地区消防組合とアメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地との間の消防相互応援協定

この協定は、岩国市長(以下「市長」という。)、岩国地区消防組合管理者(以下「管理者」という。)とアメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地司令官(以下「司令官」という。)との間で平成 14 年 3 月 28 日作成し、次のとおり締結する。

この協定は、火災又は災害(自然及び人的災害)が発生した場合、岩国市(以下「市」という。)及び岩国地区消防組合(以下「組合」という。)とアメリカ合衆国海兵隊航空基地(以下「基地」という。)との間で相互援助することにより被害を軽減することを目的とする。

この協定は、市及び組合と基地との間のみ適用する。

市長及び管理者並びに司令官又はそれぞれの代理人は、この協定の精神と趣旨に基づいて、その達成を保証するものとする。

当事者は、その管轄区域内において消防活動に必要な資機材及び人員を維持する。

この協定に従って、互いに援助することは、この協定の両当事者にとって相互に安全で、かつ、実効性があり、さらに有益なものでなければならない。

協定は、次のとおりとする。

第 1 条 緊急事態発生の際、市長及び管理者並びに司令官は、当事者の判断に基づくことを条件として、次の相互援助に同意するものとする。

第 2 条 この協定による応援は、強制されないが、応援要請を受けた当事者は、何らかの理由で応援が出来ないときは、直ちにその旨を要請者に通知しなければならない。

第 3 条 司令官又は代理者から応援の要請があった際、市長及び管理者又はそれぞれの代理者は、必要に応じて基地の応援をするため消防資機材及び消防隊員を派遣する。

第 4 条 市長及び管理者又はそれぞれの代理者から応援の要請があった際、司令官又は司令官が命じた代理者は、必要に応じて市及び組合の応援をするため、消防資機材及び消防隊員を派遣する。

第 5 条 市及び組合において応援を要請する場合は、責任ある市及び組合は、基地消防部(253-3290又は253-3322)へ次の事項を連絡する。

(1) 援助を要請する責任者の氏名

(2) 必要とする資機材及びその数量並びに人員数

(3) 消防隊員の派遣先

(4) 簡単な災害の概要

第 6 条 基地において援助を要請する場合は、組合消防本部(火災専用電話 1 1 9)へ前条各号と同一事項を連絡するものとする。

第 7 条 この協定に基づくアメリカ合衆国海兵隊の行為は、公務中になされた行為であるとみなす。

第 8 条 前条以外のいかなる個人による活動の履行もアメリカ合衆国海兵隊の公務中の行為とみなされない。

第 9 条 この協定は、当事者間相互の利益を図ることが目的であり、その目的達成のため派遣した消防隊員が生命を失い、若しくは傷害を被り、又は資機材器具に損害を受けた場合といえども、各当事者は相手方に対し補償の要求をしない。

第 10 条 この協定に基づいて援助する各当事者は、その賠償を受ける資格はないものとする。

第 11 条 応援を要請した消防隊の長は、管轄区域内における消防部隊の運用に関する全責任を有し、この消防部隊の運用責任は、この協定に基づく応援隊を派遣する相手側に移行しないものである。

第 12 条 応援を要請した消防隊の長は、管轄区域内における火災等の災害現場におけるすべての消防隊員、消防車両及び資機材、器具の運用に関する責任を有する。

応援隊を要請した消防隊の長が、火災又は災害の現場において応援側部隊の指揮を執ることができない場合は、次席者が指揮を執る。ただし、特別な状況下に限り、応援を要請した消防隊の指揮者に代わり応援側の指揮者が指揮を執ることができる。

第 13 条 この協定に従って、双方の消防関係者は互恵の基盤に立ち、地形水利等地域の実情に精通するよう相互の交流を深めるものとする。また必要に応じ可能な範囲で消防訓練等(戦術計画、情報交換、会議、教育、演習)を実施する。

第 14 条 この協定を効果的に履行するため、それぞれの消防隊の幹部は、必要とする細部計画及び運営手続きを起草することができ、かつ指示を受けるものとする。そのような細部計画及び運営手続きは、この協定の当事者による承認によって効力を生ずるものとする。

第 15 条 この協定の実施について疑義を生じたときは、当事者双方が協議し解決する。

第 16 条 この協定は、本書に記載された日付をもって効力を生じ、締結者相互の合意によって解除されるまで、又はいずれかの締結者が他方の締結者に対し、文書をもって通告を行うまで効力を有するものとする。この場合 10 日の予告期間を与えるものとする。

したがって相互の署名により、従前の岩国市及び岩国地区消防組合とアメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地との間の火災又は災害時における消防相互援助協定は、効力を失う。

以上、平成 14 年 3 月 28 日岩国市において記名調印する。

岩国市長

アメリカ合衆国海兵隊  
岩国航空基地司令官  
海兵隊大佐

岩国地区消防組合管理者

## (10) 災害対応における協力、準備、立入りに関する現地実施協定(仮訳)

米海兵隊岩国航空基地と岩国市は、市で働く者や居住者の生命と安全を守るという共通の目標を持つ。



岩国市と米海兵隊岩国航空基地間の災害準備と災害対応に関し  
ての緊密な協力と共同活動により、重要不可欠な公共サービスと  
基地機能を維持回復するための適時で効果的な活動を促進する。

活動が日本国政府より要請され米国政府が受け入れた場合、米  
海兵隊岩国航空基地と岩国市は災害対応活動を互いに支援する  
ことができる。さらに、以下に示すとおり、米海兵隊岩国基地司  
令官は岩国市に対し、災害準備及び災害対応のために、米海兵隊  
岩国航空基地の施設及び区域への限定された立入りも含め、支援  
を申し出ることができる。

この協定は、在日合衆国軍隊（以下「在日米軍」という。）米  
海兵隊岩国航空基地の正式に承認された代表者及び山口県岩国  
市の正式に承認された代表者（以下「申請者」という。）との間  
で作成され、署名の日に効力を発する。

日本国政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び  
安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国におけ  
る合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）  
の規定に従って、在日米軍が一定の施設及び区域（以下「在日米  
軍の施設及び区域」という。）を使用することを認めている。

米海兵隊岩国航空基地の司令官は、災害準備及び災害対応のた  
めに協力・調整することに合意し、また、2007年4月27日  
に合意された都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び  
災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入  
りについての合同委員会覚書の権限の下、申請者に対し、災害準  
備及び災害対応のため、下記に掲げられた施設及び区域への限定  
された立入りを許可することに合意する。また、米海兵隊岩国航  
空基地の司令官は、上記の合同委員会覚書のパラグラフ3に規定  
された人員に対し、立入りを許可することに合意する。この協定  
は署名日より5年間で有効である。更新、変更、改正は、両者の合  
意をもって、該当する合同委員会の合意内容の意図の範囲で行う。

施設及び区域番号  
4092

施設及び区域名  
岩国飛行場

#### 定義

災害準備は、次のとおり定義される：災害に効果的な対応をと  
ることにより生命と財産を守り、重要不可欠な公共サービスと基  
地機能を維持回復することを目的とした、不即事態対応計画と共  
同活動。

災害対応は、次のとおり定義される：災害による被災者に対し  
ての正式に承認された災害救援活動であり、経済活動に対する恒  
久的な貢献まで含むものではない。

災害準備及び災害対応のための限定された立入りは、次のと  
り定義される：災害準備のための訓練を行うため、又は、救助、  
医療サービス、緊急輸送、避難、食料及び水並びに他の生活必需  
品の確保を含む災害時の活動を行うため、在日米軍の施設及び区  
域を使用することを必要とする、自然又は人的要因による災害に  
対応するため又は準備するためにのみ許可される立入り。この人  
的要因による災害には、日本国又はは在日米軍の施設及び区域に  
対する攻撃は含まない。

第A部 両者は、災害準備のための活動の計画、実施、調整のた  
めの緊急対応連絡先を設置し、情報交換をすることにより、災  
害準備及び災害対応の調整を行うことで合意する。災害準備のた  
めの訓練及び対応活動にかかる全経費は、調整の中で双方の法令  
及び規則に基づき負担、又は実施側が負担するものとする。

第B部 申請者により主催される災害準備のための活動に加え、  
在日米軍は、以下の条件に従うことを条件として、災害準備のた  
めの限定された立ち入りを申請者に認めることに同意する。

1 申請者は、災害準備のための限定された立入り、米海兵隊  
岩国航空基地司令官の全般的な監督下に置かれ、また、米国の法  
令及び規則の適用を受けることに同意する。合衆国政府又はその  
指定された代表者のいずれも、在日米軍の施設及び区域への立入  
りに関連するいかなる費用又は経費も負担しない。

1.1 災害準備のための訓練を行うため、申請者は米海兵隊岩  
国航空基地司令官に対し、立入りのための公式の申請を少な  
くとも実施の30日前までに送付する。

1.2 申請者は、災害準備のために指定された区域にいかなる  
臨時の設備を設置する場合にも、事前に米海兵隊岩国航空  
基地司令官の承認を得る。これらの臨時の設備は、申請者  
の費用負担で設置される。災害準備のための行事の終了時  
には、すべての臨時の設備が撤去される。申請者は、在日  
米軍の施設及び区域において恒常的な設備を造ること又は  
災害準備のための物資を備蓄することを望む場合、地位協  
定第2条4(a)に基づく共同使用の合意の検討が行われ  
る必要がある。

1.3 申請者に許可された立入りに起因して合衆国政府の財産  
へのいかなる損害が生じた場合も、申請者は、合衆国政府  
に費用の負担をかけることなく、米海兵隊岩国航空基地司  
令官又は指定された代表者が受け入れることができるよう  
な形で当該損害を迅速に修理するか又は修理させる。

2 災害準備のための限定された立入りは、在日米軍の活動を妨  
げないものとし、また、両者により調整された訓練計画に示され  
る区域に制限される。

3 在日米軍は、米海兵隊岩国航空基地司令官により決定される  
優先的使用権を有する。

4 保安、安全、通行、出入、及び他の管理措置は、憲兵隊長と  
の間で調整され、承認される。

5 申請者は、すべての国、都道府県及び現地環境、安全、通  
行、防火及び衛生に関する規則及び法令を遵守する。在日米軍は、  
右の遵守に関し責任を負わない。申請者は、すべての米国の法令  
及び規則を遵守する。

6 パラグラフ4及び5の規定に従って、申請者は、在日米軍の  
施設及び区域への立入りを許可されたすべての人員の行動に対  
し責任を有する。

7 在日米軍財産の使用期間中は、地位協定の関連条項が適用さ  
れる。

8 人員の立入手続は憲兵隊長、航空機の立入手続は飛行場運用  
部長と調整する。

9 申請者がこの協定に規定された立入条件を遵守しない場合、  
立入りは、米海兵隊岩国航空基地司令官又は指定された代表者  
により終了され得る。

第C部 在日米軍は、以下の条件に従うことを条件として、災害  
対応のための限定された立ち入りを申請者に認めることに同意  
する。

1 申請者は、災害対応のための限定された立入り、米海兵隊  
岩国航空基地司令官の全般的な監督下に置かれ、また、米国の法  
令及び規則の適用を受けることに同意する。合衆国政府又はその  
指定された代表者のいずれも、在日米軍の施設及び区域の災害  
対応における限定的な立入りに関連するいかなる費用又は経費に  
ついては、日本国政府より要請があり米国政府が承認した場合を  
除き、負担をしない。

1.1 自然又は人的要因による災害に対応するための立入許可  
を得るため、申請者は米海兵隊岩国航空基地司令官に連絡  
を取る。

1.2 申請者は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、災害対応のための立入りに際して必要とされる十分な健康及び安全、ユーティリティ、食料、水、医療、避難場所、保安並びに他のニーズのための計画及び供給を行う責任を有する。

1.3 申請者は、災害対応のために指定された区域にいかなる臨時の設備を設置する場合にも、事前に米海兵隊岩国航空基地司令官の承認を得る。これらの臨時の設備は、申請者の費用負担で設置される。災害対応のための行事の終了時には、すべての臨時の設備が撤去される。申請者は、在日米軍の施設及び区域において恒久的な設備を造ること又は災害対応のための物資を備蓄することを望む場合、地位協定第2条4(a)に基づく共同使用の合意の検討が行われる必要がある。

1.4 申請者に許可された立入りに起因して合衆国政府の財産へのいかなる損害が生じた場合も、申請者は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、米海兵隊岩国航空基地司令官又は指定された代表者が受け入れることができるような形で当該損害を迅速に修理するか又は修理させる。

1.5 災害対応のための立入期間が30日を超える場合、申請者は、立入期間延長のための正式の申請を米海兵隊岩国航空基地司令官に送付する。

2 災害対応のための限定された立入りは、在日米軍の活動を妨げないものとし、また、米海兵隊岩国航空基地司令官により承認された在日米軍の区域に制限される。

3 在日米軍は、米海兵隊岩国航空基地司令官により決定される優先的使用権を有する。

4 保安、安全、通行、出入、及び他の管理措置は、憲兵隊長との間で調整され、承認される。

5 申請者は、すべての国、都道府県及び現地の環境、安全、通行、防火及び衛生に関する規則及び法令を遵守する。在日米軍は、右の遵守に関し責任を負わない。申請者は、すべての米国の法令及び規則を遵守する。

6 パラグラフ4及び5の規定に従って、申請者は、在日米軍の施設及び区域への立入りを許可されたすべての人員の行動に責任を負わなければならない。

7 在日米軍財産の使用期間中は、地位協定の関連条項が適用される。

8 人員の立入手続は憲兵隊長、航空機の立入手続は飛行場運用部長と調整する。

9 申請者（及び日本国政府）がこの協定に規定された立入条件を遵守しない場合、立入りは、米海兵隊岩国航空基地司令官又は指定された代表者により終了され得る。

平成 29 年 10 月 2 日	平成 29 年 10 月 2 日
岩国市長	米海兵隊岩国航空基地司令官
福田 良彦	リチャード・F・ファースト海兵隊大佐
	在日米軍代表

平成 29 年 10 月 2 日  
中国四国防衛局長  
赤瀬 正洋  
立会人

## 2 関係法令等

### (1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

昭和 35 年 1 月 19 日ワシントンで署名  
昭和 35 年 6 月 23 日効力発生

日本国及びアメリカ合衆国は、  
両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、

また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、

両国が極東における国際平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、

よって、次のとおり協定する。

#### 第 1 条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際的平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際的平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

#### 第 2 条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに務め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

#### 第 3 条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

#### 第 4 条

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際的平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

#### 第 5 条

各締約国は、日本国の施政下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続きに従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、国際連合憲章第 51 条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際的平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

#### 第 6 条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際的平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952 年 2 月 28 日に東京で署名された日本国とアメリ

カ合衆国との間の安全保障条約第 3 条に基づく行政協定（改正を含む。）に代わる個別の協定及び合意される他の取極により規律される。

#### 第 7 条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際的平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

#### 第 8 条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続きに従って批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

#### 第 9 条

1951 年 9 月 8 日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条件の効力発生の時に効力を失う。

#### 第 10 条

この条約は、日本区域における国際的平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もともと、この条約が 10 年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意志を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後 1 年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。  
1960 年 1 月 19 日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書 2 通を作成した。

日本国のために

岸 信 介  
藤 山 愛一郎  
石 井 光次郎  
足 立 正  
朝 海 浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター  
ダグラス・マックアーサー二世  
J・グレイサム・パースンズ

### (2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

昭和 35 年 1 月 19 日ワシントンで署名  
昭和 35 年 6 月 23 日効力発生

日本国及びアメリカ合衆国は、1960 年 1 月 19 日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

#### 第 1 条

この協定において、

- 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第 14 条 1 に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみの適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- 「家族」とは、次のものをいう。
  - 配偶者及び 21 才未満の子
  - 父、母及び 21 才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

#### 第 2 条

- (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第 6 条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施

施設及び区域に関する協定は、第 25 条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

(b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第 3 条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が (a) の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。

2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない。また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。

3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。

4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。

(b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

### 第 3 条

1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。

2 合衆国は、1 に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によつては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。

3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。

### 第 4 条

1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たつて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。

2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。

3 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

### 第 5 条

1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場へ出入することができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならない。その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出국은、日本国の法令による。

2 1 に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域へ出入し、これらのもの間の移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのもの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。

3 1 に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

### 第 6 条

1 すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続及びそれに対するその後の変更は、両政府の当局間の取極によつて定める。

2 合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びにそれらに隣接し又はそれらの近傍の領水に置かれ、又は設置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならない。かつ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

### 第 7 条

合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができる。並びにその利用における優先権を享有するものとする。

### 第 8 条

日本国政府は、両政府の当局間の取極に従い、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。

(a) 地上及び海上からの気象観測（気象観測船からの観測を含む。）

(b) 気象資料（気象庁の定期的概報及び過去の資料を含む。）

(c) 航空機の安全かつ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務

(d) 地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。）

### 第 9 条

1 この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。

2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。

3 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たつて、次の文書を携帯しなければならない。

(a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書

(b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書

合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、要請があるときは日本国の当局に提示しなければならない。

4 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当たつて又は日本国にある間その身分を日本国の当局が確認することができるようにしなければならない。

5 1 の規定に基づいて日本国に入国した者の身分に変更があつてその者がそのような入国の資格を有しなくなった場合には、合衆国の当局は、日本国の当局にその旨を通告するものと

し、また、その者が日本国から退去することを日本国の当局によつて要求されたときは、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。

- 6 日本国政府が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の日本国の領域からの送出国を要請し、又は合衆国軍隊の旧構成員若しくは旧軍属に対し若しくは合衆国軍隊の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対し退去命令を出したときは、合衆国の当局は、それらの者を自国の領域内に受け入れ、その他日本国外に送出することにつき責任を負う。この項の規定は、日本国民でない者で合衆国軍隊の構成員若しくは軍属として又は合衆国軍隊の構成員若しくは軍属となるために日本国に入国したものと及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

#### 第 10 条

- 1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。
- 2 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

#### 第 11 条

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、この協定中に規定がある場合を除くほか、日本国の税関当局が執行する法令に服さなければならない。
- 2 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第 15 条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、需品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品は、日本国に入れることを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、需品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第 15 条に定める諸機関が輸入するものである旨の適当な証明書（合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品にあつては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書）を必要とする。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、かつ、これらの者の私用に供される財産には、関税その他の課徴金を課する。ただし、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。

(a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際持ち込む私用のための身回り品

(b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品

(c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの

- 4 2及び3で与える免除は、物の輸入の場合のみに適用するものとし、関税及び国内消費税がすでに徴収された物を購入する場合に、当該物の輸入の際税関当局が徴収したその関税及び国内消費税を払いもどすものと解してはならない。

- 5 税関検査は、次のもの場合には行なわないものとする。
- (a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊
- (b) 公用の封印がある公文書及び合衆国軍事郵便路線上にある公用郵便物
- (c) 合衆国政府の船荷証券により船積みされる軍事貨物

6 関税の免除を受けて日本国に輸入された物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、関税の免除を受けて当該物を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

7 2及び3の規定に基づき関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。

8 合衆国軍隊は、日本国の当局と協力して、この条の規定に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる特権の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。

9 (a) 日本国の当局及び合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。

(b) 合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局によつて又はこれに代わつて行なわれる差押えを受けるべき物件がその税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。

(c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。

(d) 合衆国軍隊に属する車両及び物件で、日本国政府の関税又は財務に関する法令に違反する行為に関連して日本国政府の税関当局が差し押えたものは、関係部隊の当局に引き渡さなければならない。

#### 第 12 条

1 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行なわれるべき工事のため、供給者又は工事を行なう者の選択に関して制限を受けずに契約することができる。そのような需品又は工事は、また、両政府の当局間で合意される場合は、日本国政府を通じて調達することができる。

2 現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、需品、備品及び役務でその調達に日本国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。

3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を附して日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。

- (a) 物品税  
(b) 通行税  
(c) 揮発油税  
(d) 電気ガス税

最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本の現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によつて調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに関しては、この条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。

4 現地の労務に対する合衆国軍隊及び第 15 条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。

5 所得税、地方住民税及び社会保障のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除くほか、賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。

6 合衆国軍隊又は、適当な場合には、第 15 条に定める機関により労働者が解職され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本国の裁判所又は労働委員会からの決定が最終的のものとなつた場合には、次の手続が適用される。

(a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前記の機関に対し、裁判所又は労働委員会の決定を通報する。

- (b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは、合衆国軍隊又は前記の機関は、日本国政府から裁判所又は労働委員会の決定について通報を受けた後7日以内に、その旨を日本国政府に通告しなければならない。暫定的にその労働者を就労させないことができる。
- (c) 前記の通告が行なわれたときは、日本国政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際的な解決方法を見出すため遅滞なく協議しなければならない。
- (d) (c)の規定に基づく協議の開始の日から30日の期間内にそのような解決に到達しなかつたときは、当該労働者は、就労することができない。このような場合には、合衆国政府は、日本国政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者の雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。

- 7 軍属は、雇用の条件に関して日本国の法令に服さない。
- 8 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入について日本国の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享有することはしない。
- 9 3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

### 第 1 3 条

- 1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。
- 2 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、又は合衆国軍隊若しくは第15条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。この条の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての日本の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによつて日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資若しくは事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

### 第 1 4 条

- 1 通常合衆国に居住する人(合衆国の法律に基づいて組織された法人を含む。)及びその被用者で、合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあり、かつ、合衆国政府が2の規定に従い指定するものは、この条に規定がある場合を除くほか、日本国の法令に服しなければならない。
- 2 1にいう指定は、日本国政府との協議の上で行なわれるものとし、かつ、安全上の考慮、関係業者の技術上の適格要件、合衆国の標準に合致する資材若しくは役務の欠如又は合衆国の法令上の制限のため競争入札を実施することができない場合に限り行なわれるものとする。

前記の指定は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。

- (a) 合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行が終わつたとき。
- (b) それらの者が日本国において合衆国軍隊関係の事業活動以外の事業活動に従事していることが立証されたとき。

- (c) それらの者が日本国で違法とされる活動を行なっているとき。

- 3 前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を与えられる。
  - (a) 第5条2に定める出入及び移動の権利
  - (b) 第9条の規定による日本国への入国
  - (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第11条3に定める関税その他の課徴金の免除
  - (d) 合衆国政府により認められたときは、第15条に定める諸機関の役務を利用する権利
  - (e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第19条2に定めるもの
  - (f) 合衆国政府により認められたときは、第20条に定めるところにより軍票を使用する権利
  - (g) 第21条に定める郵便施設の利用
  - (h) 雇用の条件に関する日本国の法令の適用からの除外

- 4 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならない。その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国の当局に随時に通告しなければならない。

- 5 前記の人及びその被用者が1に掲げる契約の履行のためのみ保有し、使用し、又は移転する減価償却資産(家屋を除く。)については、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本の租税又は類似の公課を課されない。

- 6 前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、死亡による移転又はこの協定に基づいて租税の免除を受ける権利を有する人若しくは機関への移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

- 7 1に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいずれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に関して合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて発生する所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に所得税又は法人税を納付する義務を負わない。この項の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる前記の人及びその被用者に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国政府との契約の履行に関しのみ日本国にある期間は、前記の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

- 8 日本国の当局は、1に掲げる人及びその被用者に対し、日本国において犯す罪で日本国の法令によつて罰することができるものについて裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国の当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国の当局は、できる限りすみやかに合衆国の軍当局にその旨を通告しなければならない。この通告があつたときは、合衆国の軍当局は、これらの者に対し、合衆国の法令により与えられた裁判権を行使する権利を有する。

### 第 1 5 条

- 1 (a) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することができる。これらの諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。

- (b) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に関する限り、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服する。

- 2 これらの諸機関による商品及び役務の販売には、1 (b) に定める場合を除くほか、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び需品の日本国内における購入には、日本の租税を課する。
- 3 これらの諸機関が販売する物品は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、これらの諸機関から購入することを認められない者に対して日本国内で処分してはならない。
- 4 この条に掲げる諸機関は、日本国の当局に対し、日本国の税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

#### 第 16 条

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

#### 第 17 条

- 1 この条の規定に従うことを条件として、
- (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。
- (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によつて罰することができるものについて、裁判権を有する。
- 2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によつて罰することができる罪で日本国の法令によつては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
- (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によつて罰することができる罪で合衆国の法令によつては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
- (c) 2 及び 3 の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。
- (i) 当該国に対する反逆
- (ii) 妨害行為（サボタージュ）、諜報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反
- 3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。
- (a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
- (i) もつばら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもつばら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
- (ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪
- (b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。
- (c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 4 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。
- 5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従つて裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。
- (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

- (c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。
- 6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。
- (b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。
- 7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。
- (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 8 被告人がこの条の規定に従つて日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。
- 9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。
- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
- (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
- (c) 自己に不利な証人と対決する権利
- (d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的な手続により証人を求める権利
- (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人もつ権利又は日本国でその当時通常行なわれている条件に基づき費用を要しない若しくは費用の補助を受けて弁護人もつ権利
- (f) 必要と認めるときは、有能な通訳を用いる権利
- (g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち合わせる権利

- 10 (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第 2 条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。
- (b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲に限るものとする。
- 11 相互協力及び安全保障条約第 5 条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し 60 日前に予告を与えることによつて、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもつて直ちに協議しなければならない。
- 12 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第 3 条に基づく行政協定第 17 条の当該時に存在した規定を適用する。

#### 第 18 条

- 1 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
  - (a) 損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合
  - (b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたときに限る。  
海難救助についての一方向の当事国の他方の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊が公用のため使用しているものであった場合に限る。
- 2 (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して1に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従って選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。
  - (b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によって、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。
  - (c) 仲裁人が行なった裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的のものとする。
  - (d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5 (e) (i)、(ii)及び(iii)の規定に従って分担される。
  - (e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によって定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。
  - (f) もつとも、各当事国は、いかなる場合においても1,400合衆国ドル又は50万4,000円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があつた場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。
- 3 1及び2の規定の適用上、船舶について「当事国が所有する」というときは、その当事国が裸用船した船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によって負担される範囲については、この限りでない。
- 4 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
- 5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受け）る請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従って処理する。
  - (a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従って、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。
  - (b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行なう。
  - (c) 前記の支払（合意による解決に従ってされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従ってされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。
  - (d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに(e) (i)及び(ii)の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。2箇月以内に回答がなかつたときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。
  - (e) (a)から(d)まで及び2の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。
    - (i) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その25パーセントを日本国が、その75パーセントを合衆国が分担する。
    - (ii) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によつて生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。
    - (iii) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が6箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払要請書とともに、6箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本円で行なわなければならない。
    - (f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。
    - (g) この項の規定は、(e)の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。
- 6 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。
  - (a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。
  - (b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
  - (c) 慰謝料の支払の申出があつた場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本国の当局に通知する。
  - (d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。
- 7 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従って処理する。
- 8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2 (b)の規定に従って選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。
- 9 (a) 合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、5 (f)に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。
  - (b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行なうべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。



(c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。

10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によつて解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。

11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。

12 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴つて生じた請求権についてのみ適用する。

13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定第18条の規定によつて処理する。

#### 第 19 条

1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服さなければならない。

2 1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、合衆国軍隊の構成員及び軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。

3 合衆国の当局は、2に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な措置を執らなければならない。

#### 第 20 条

1 (a) ドルをもつて表示される合衆国軍票は、合衆国によつて認可された者が、合衆国軍隊の使用している施設及び区域内における相互間の取引のため使用することができる。合衆国政府は、合衆国の規則が許す場合を除くほか、認可された者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するよう適当な措置を執るものとする。日本国政府は、認可されない者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の当局の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に関与する者で日本国の当局の裁判権に服すべきものを逮捕し、及び処罰するものとする。

(b) 合衆国の当局が、認可されない者に対し軍票を行使する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本国における軍票の許されない使用の結果として、合衆国又はその機関が、その認可されない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務をも負うことはないことが合意される。

2 軍票の管理を行なうため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認可した者の用に供する施設を維持し、及び運営する一定のアメリカの金融機関を指定することができる。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し、かつ、運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、かつ、この勘定に関するすべての金融取引（第19条2に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。）を行なうことを許される。

#### 第 21 条

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置し、及び運営することができる。

#### 第 22 条

合衆国は、日本国に在留する適格の合衆国市民で合衆国軍隊の予備役団体への編入の申請を行なうものを同団体に編入し、及び訓練することができる。

#### 第 23 条

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこ

れらのものの財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

#### 第 24 条

1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。

2 日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。

3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合意される。

#### 第 25 条

1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たつて使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。

2 合同委員会は、日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。

3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

#### 第 26 条

1 この協定は、日本国及び合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない、その承認を通知する公文が交換されるものとする。

2 この協定は、1に定める手続が完了した後、相互協力及び安全保障条約の効力発生の日〔昭和35年6月23日〕に効力を生じ、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定（改正を含む。）は、その時に終了する。

3 この協定の各当事国の政府は、この協定の規定中その実施のため予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要なその措置を立法機関に求めることを約束する。

#### 第 27 条

いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする。

#### 第 28 条

この協定及びその合意された改正は、相互協力及び安全保障条約が有効である間、有効とする。ただし、それ以前に両政府間の合意によつて終了させたときは、この限りでない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために

岸 信 介  
藤 山 愛一郎

石井 光次郎  
 足立 正  
 朝海 浩一郎  
 アメリカ合衆国のために  
 クリスチャン・A・ハーター  
 ダグラス・マックアーサー二世  
 J・グレイアム・パースンズ

### (3) 航空機騒音に係る環境基準について

昭和48年12月27日  
 環境庁告示第154号

改正平成5年10月28日環境庁告示第91号  
 改正平成12年12月14日環境庁告示第78号

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

#### 航空機騒音に係る環境基準について

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間は、次のとおりとする。

#### 第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値(単位WECPNL)
I	70以下
II	75以下

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル(計量単位デシベル)及び航空機の機数を記録するものとする。
- 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- 評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値(単位WECPNL)を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

$$\text{算式 } \text{dB(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

(注) dB(A)とは、1日すべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を $N_1$ 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を $N_2$ 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を $N_3$ 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を $N_4$ とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

(5) 測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性(SLOW)を用いることとする。

3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

#### 第2 達成期間等

1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分	達成期間	改善目標		
新設飛行場		—		
既設飛行場	直ちに	—		
		第3種空港及びこれに準ずるもの		
	第2種空港(福岡空港を除く。)	A	5年以内	5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。
新東京国際空港	B	10年以内	10年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。	
	新東京国際空港		10年以内	①5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 ②10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。
飛行場	第1種空港(新東京国際空港を除く。)	及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	

#### (備考)

- 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
  - 第2種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
  - 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日(昭和48年12月27日)から起算する。
  - 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
  - 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じて、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。
- ※1 (昭和48年環境庁告示第154号)第1に規定する地域の類型をあてはめる地域(昭和55年5月31日山口県告示第550号)
- ※2 岩国飛行場は第1種空港に該当する。

改正平成19年12月17日環境省告示第114号

[平成25年4月1日施行]

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音

に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域はI以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル(L<sub>AE</sub>)を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731 に従うものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 評価は算式アにより1日（午前0時から午後12時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル(L<sub>den</sub>)を算出し、全測定日のL<sub>den</sub>について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}}\right)\right\}$$

(注) i、j及びkとは、各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目をいい、L<sub>AE, di</sub>とは午前7時から午後7時までの時間帯におけるi番目のL<sub>AE</sub>、L<sub>AE, ej</sub>とは、午後7時から午後10時までの時間帯におけるj番目のL<sub>AE</sub>、L<sub>AE, nk</sub>とは午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目のL<sub>AE</sub>をいう。また、T<sub>0</sub>とは、規準化時間（1秒）をいい、Tとは、観測1日の時間（86400秒）をいう。

算式イ

$$10\log_{10}\left\{\frac{1}{N}\sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}}\right\}$$

(注) Nとは、測定日数をいい、L<sub>den, i</sub>とは、測定日のうちi日目の測定日のL<sub>den</sub>をいう。

- (5) 測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であつて、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年

をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場			
既設	第3種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	—
	第2種空港（福岡空港を除く。）	A	5年以内
		B	10年以内
成田国際空港		10年以内	5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。
飛行場	第一種空港（成田国際空港を除く。）及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	①5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。
			②10年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。

備考1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット發動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。

3 達成期間の欄に掲げる期間及び改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。

3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じて、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

(4) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）

昭和49年6月27日法律第101号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第1項の施設及び区域をいう。

第2章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

(障害防止工事の助成)

第3条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用の

ひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- (2) 道路、河川又は海岸
- (3) 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- (4) 水道又は下水道
- (5) その他政令で定める施設

2 国は地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所
- (3) 前2号の施設に類する施設で政令で定めるもの（住宅の防音工事の助成）

第4条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛施設庁長官が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第1種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

（移転の補償等）

第5条 国は、政令で定めるところにより第1種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛施設庁長官が指定する区域（以下「第2種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第2種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、第2種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。

3 国は、地方公共団体その他の者が第2種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

（緑地帯の整備等）

第6条 国は、政令で定めるところにより第2種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛施設庁長官が指定する区域（以下「第3種区域」という。）に所在する土地で前条第2項の規定により買入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を採るものとする。

2 国は、前項の土地以外の第3種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。

（買入れた土地の無償使用）

第7条 国は、第5条第2項の規定により買入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

2 国有財産法（昭和23年法律第73号）第22条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

（民生安定施設の助成）

第8条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

（特定防衛施設周辺整備調整交付金）

第9条 内閣総理大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

- (1) ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- (2) 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- (3) 港湾
- (4) その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備を行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

（資金の融通等）

第10条 国は、第3条の工事を行う者又は第8条の措置を採る地方公共団体に対し、必要な資金の融通又はあっせんその他の援助に努めるものとする。

（国の普通財産の譲渡等）

第11条 国は、第3条の工事、第8条の設置又は第9条第2項の整備に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他のものに対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

（関係行政機関の協力等）

第12条 関係行政機関の長は、その所掌事務の遂行に当たっては、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備について、計画的に推進するよう努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第3章 損失の補償

（損失の補償）

第13条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

- (1) 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの
- (2) 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの
- (3) その他政令で定める行為

2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責めに任ずべき損失については、適用しない。

3 第1項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

（以下省略）

**(5) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(抄)**

昭和49年6月27日政令第228号

(障害の原因となる自衛隊等の行為)

第1条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(以下「法」という。)第3条第1項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
- (2) 艦船又は舟艇のひん繁な使用
- (3) 法第2条第2項に規定する防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
- (4) 電波のひん繁な発射  
(障害防止工事の補助の割合)

第2条 法第3条第1項の規定による補助の割合は、10分の10とする。ただし、障害の発生が法第2条第1項に規定する自衛隊等(以下「自衛隊等」という。)以外の者の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受ける者を利することとなるときは、それぞれの帰せられ、又は利する限度において、防衛施設庁長官の定めるところにより、補助の割合を減ずるものとする。

2 前項ただし書の規定により補助の割合を減ずるに当たっては、当該工事につき法第3条第1項の規定の適用がないものとした場合の国の負担又は補助に係る割合を下らないものとする。

(障害防止工事が対象となる施設)

第3条 法第3条第1項第5号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 鉄道
- (2) テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設  
(著しい音響の原因となる自衛隊等の行為)

第4条 法第3条第2項の政令で定める行為は、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施とする。

(著しい音響の基準)

第5条 法第3条第2項の規定による補助は、音響の強度及びひん度が同項各号に掲げる施設についてそれぞれ防衛施設庁長官が定める限度を超える場合に行うものとする。

(防音工事の補助の割合)

第6条 第2条の規定は、法第3条第2項の規定による補助の割合について準用する。この場合において、第2条第1項ただし書中「行為」とあるのは、「行為(法第19条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを除く。)」と読み替えるものとする。

(防音工事が対象となる施設)

第7条 法第3条第2項第3号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法第82条の2に規定する専修学校
- (2) 地域保健法第5条第1項に規定する保健所
- (3) 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、同法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条に規定する知的障害児通園施設、同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設又は同法第44条に規定する児童自立支援施設
- (4) 身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設、同法第31条に規定する身体障害者授産施設又は同法第31条の2に規定する身体障害者福祉センター
- (5) 生活保護法第38条第2に規定する救護施設
- (6) 知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更正施設又は同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設
- (7) 老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム又は同法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター
- (8) 母子保健法第22条第2項に規定する母子健康センター
- (9) 職業能力開発促進法第15条の6第1項第1号に規定する職業能力開発校  
(第1種区域、第2種区域及び第3種区域の指定)

第8条 法第4条の規定による第1種区域の指定、法第5条第1項の規定による第2種区域の指定及び法第6条第1項の規定による第3種区域の指定は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響の影響度をその音響の強度、その音響の発生回数及び時刻等を考慮して内閣府令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに内閣府令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。

(移転等の補償の対象とする物件)

第9条 法第5条第1項の規定による補償は、同項に規定する第2種区域のうち法第6条第1項に規定する第3種区域以外の区域に所在する立木竹その他土地に定着する物件(建物を除く。)にあっては、建物と一体として利用されているもの限り、行うことができる。

(買入れの対象とする土地)

第10条 法第5条第2項の規定による買入れは、同条第1項に規定する第2種区域のうち法第6条第1項に規定する第3種区域以外の区域に所在する土地にあっては、次のいずれかに該当するものに限り、行うことができる。

- (1) 宅地(法第5条第1項の規定による指定の際(法附則第4項の規定により第2種区域とみなされた区域に所在する土地にあっては、旧防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和41年法律第135号。以下「旧法」という。)第5条第1項の規定により当該区域が指定された際)宅地であるものに限る。)
- (2) 法第5条第1項の規定による補償をうけることとなる者が、当該補償に係る物件の移転又は除却により、その物件の所在する土地以外の土地(前号に掲げる宅地を除く。)でその者の所有に属するものを従来利用していた目的に供することが著しく困難となる場合におけるその土地(土地の無償使用に係る施設)

第11条 法第7条第1項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 花壇
- (2) 種苗を育成するための施設
- (3) 駐車場
- (4) 消防に関する施設
- (5) 公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設  
(民生安定施設の範囲及び補助の割合等)

第12条 法第8条の規定による補助に係る施設は、次の表の第2欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第3欄に掲げる割合の範囲内で防衛施設庁長官が定める割合又は同表の第3欄に掲げる額とする。

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
1	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)第2条に規定する有線ラジオ放送の業務を行うための施設	10分の8
2	道路(農業用施設及び林業用施設であるものを除く。)	10分の8
3	児童福祉法第41条に規定する児童養護施設	10分の7.5
4	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第2号に規定する看護師養成所又は同法第22条第2号に規定する准看護師養成所	10分の7.5
5	電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設	10分の7.5
6	老人福祉法第20条4に規定する養護老人ホーム又は同法第12条の6に規定する軽費老人ホーム	10分の7.5
7	消防施設強化促進法(昭和28年法律第87号)第3条に規定する消防施設	3分の2
8	公園、緑地その他の公共空地	3分の2

9	水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道	10分の6
10	有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)第2条第2項に規定する有線放送電話業務を行うための施設	10分の5.5
11	し尿処理施設又はごみ処理施設	10分の5
12	老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センター	防衛施設庁長官が定める額
13	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設(学校の施設を除く。)	防衛施設庁長官が定める額
14	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地	10分の7.5
15	農業用施設、林業用施設又は漁業用施設	3分の2
16	その他防衛施設庁長官が指定する施設	10分の7.5

(特定防衛施設として指定することができる防衛施設)

第13条 法第9条第1項第4号の政令で定める防衛施設は、次に掲げる防衛施設とする。

- (1) 大規模な弾薬庫
- (2) 市街地又は市街化しつつある地域に所在する防衛施設(法第9条第1項第1号から第3号までに掲げるもの及び前号に掲げるものを除く。)で、その面積がその所在する市町村の面積に占める割合(当該防衛施設が2以上の市町村にわたって所在している場合には、当該市町村ごとの割合のうち、最も高い割合)が著しく高いもの

(特定防衛施設周辺整備調整交付金による整備の対象となる公共用の施設)

第14条 法第9条第2項の政令で定める公共用の施設は、次に掲げる公共用の施設(国が設置するもの及び国の補助を受け設置するものを除く。)とする。

- (1) 交通施設及び通信施設
- (2) スポーツ又はレクリエーションに関する施設
- (3) 環境衛生施設
- (4) 教育文化施設
- (5) 医療施設
- (6) 社会福祉施設
- (7) 消防に関する施設
- (8) 産業の振興に寄与する施設

(特定防衛施設周辺整備調整交付金の額)

第15条 法第9条第2項の規定により特定防衛施設関連市町村(以下「関連市町村」という。)に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金(以下「交付金」という。)の額は、次に掲げる事項を基礎として、内閣府令で定めるところにより、算出した額とする。

- (1) 法第9条第1項の規定により指定された特定防衛施設(以下「特定防衛施設」という。)の交付金を交付する年度(以下「交付年度」という。)の4月1日現在における面積
  - (2) 当該関連市町村に係る特定防衛施設の交付年度の4月1日現在における面積(当該特定防衛施設の周辺の区域に法第5条第1項に規定する第2種区域があるときは、当該区域の同日現在における面積を当該特定防衛施設の同日現在における面積に加えた面積)が、当該関連市町村の同日現在における面積に占める割合
  - (3) 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口及び当該人口と当該関連市町村の同日の5年前の日における人口との比率
  - (4) 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口の当該関連市町村の同日現在における面積(防衛施設庁長官が定める防衛施設の面積を除く。)に対する割合
  - (5) 次に掲げる特定防衛施設別の運用の態様(イ・ウ項省略)
- ア 飛行場又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場、航空機の種類及び交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間の航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行の総回数を3で除して得た回数

- (6) 特定防衛施設に配備される艦船、航空機等の著しい変更、特定防衛施設に設置される建物その他の工作物及び特定防衛施設を使用する人員の著しい増加その他特定防衛施設の周辺の地域における生活環境又は開発に影響を及ぼすと認められる特定防衛施設の運用の態様の変更  
(損失補償の対象となる事業)

第16条 法第13条第1項の政令で定める事業は、海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業又は内航海運業法(昭和27年法律第151号)第2条第2項に規定する内航運送業で、総トン数40トン未満の船舶により行うものとする。  
(損失の原因となる自衛隊の行為)

第17条 法第13条第1項第1号及び第2号の政令で定める行為は、農業、林業又は漁業の実施を著しく困難にする行為とする。ただし、航空機の離陸、着陸等のひんぱんな実施に係る行為にあっては農業又は漁業が、飛行場の進入表面若しくは転移表面の投影面と一致する区域内又は航空機による射撃若しくは爆撃の用に供する演習場の周辺で防衛施設庁長官が定める区域内において行われる場合に限る。

第18条 法第13条第1項第3号の政令で定める行為は、防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持又は砲弾の破片その他の有体物の放置若しくは遺棄で、同項に規定する事業の実施を著しく困難にする行為とする。

## (6) 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(抄)

平成11年5月28日法律第60号

平成12年12月5日法律第145号

(目的)

第1条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下「周辺事態」という。)に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続きその他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

(周辺事態への対応の基本原則)

第2条 政府は、周辺事態に際して、適切かつ迅速に、後方地域支援、後方地域搜索救助活動、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成12年法律第145号。以下「船舶検査活動法」という。)に規定する船舶検査活動その他の周辺事態に対応するため必要な措置(以下「対応措置」という。)を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。

3 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第4条第1項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

4 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、相互に協力するものとする。

(定義等)

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後方地域支援

周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であって、後方地域において我が国が実施するものをいう。

(2) 後方地域搜索救助活動

周辺事態において行われた戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)によって遭難した戦闘参加者について、

その捜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であって、後方地域において我が国が実施するものをいう。

(3) 後方地域

我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）及びその上空の範囲をいう。

(4) 関係行政機関

次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する特別の機関

2 後方地域支援として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第 1 に掲げるものとする。

3 後方地域捜索救助活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 8 条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、後方地域捜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊の部隊に対して後方地域支援として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第 2 に掲げるものとする。

（基本計画）

第 4 条 内閣総理大臣は、周辺事態に際して次に掲げる措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

(1) 前条第 2 項の後方地域支援

(2) 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が後方地域支援として実施する措置であって特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの

(3) 後方地域捜索救助活動

(4) 船舶検査活動法第 2 条に規定する船舶検査活動（以下「船舶検査活動」という。）

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 対応措置に関する基本方針

(2) 前項第 1 号又は第 2 号に掲げる後方地域支援を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該後方地域支援に係る基本的事項

ロ 当該後方地域支援の種類及び内容

ハ 当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ニ その他当該後方地域支援の実施に関する重要事項

(3) 後方地域捜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該後方地域捜索救助活動に係る基本的事項

ロ 当該後方地域捜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ハ 当該後方地域創作救助活動の実施に伴う前条第 3 項公団の後方地域支援の実施に関する重要事項（当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

ニ その他当該後方地域捜索救助活動の実施に関する重要事項

(4) 船舶検査活動法第四条に規定する事項

(5) 前 3 号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要事項

(6) 第 2 号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項

(7) 対応措置の実施について地方公共団体その他の国以外の者に対して協力を求め又は協力を依頼する場合におけるその協力の種類及び内容並びにその協力に関する重要事項

(8) 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

3 第 1 項の規定は、基本計画の変更について準用する。  
（国会の承認）

第 5 条 基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援又は後方地域捜索救助活動又は船舶検査活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方地域支援又は後方地域捜索救助活動又は船舶検査活動を実施することができる。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方地域支援又は後方地域捜索救助活動又は船舶検査活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。

3 政府は、前項の場合において不承認の議決があったときは、速やかに、当該後方地域支援又は後方地域捜索救助活動又は船舶検査活動を終了させなければならない。

（自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供の実施）

第 6 条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第 3 条第 2 項の後方地域支援としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。

2 防衛庁長官は、基本計画に従い、第 3 条第 2 項の後方地域支援としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛庁本庁の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

3 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該後方地域支援を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

4 防衛庁長官は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5 第 3 条第 2 項の後方地域支援のうち公海又はその上空における輸送の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該輸送を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該輸送の実施を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。

6 第 2 項の規定は、同項の実施要項の変更（第 4 項に規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。  
（後方地域捜索救助活動の実施等）

第 7 条 防衛庁長官は、基本計画に従い、後方地域捜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該後方地域捜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

3 後方地域捜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。

4 後方地域捜索救助活動を実施する場合において、実施区域に隣接する外国の領海に在る遭難者を認めたときは、当該外国の同意を得て、当該遭難者の救助を行うことができる。ただし、当該海域において、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、当該活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる場合に限る。

5 前条第 4 項の規定は実施区域の指定の変更及び活動の中断について、同条第 5 項の規定は後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。

6 第1項の規定は、同項の実施要項の変更（前項において準用する前条第4項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

7 前条の規定は、後方地域捜索救助活動の実施に伴う第3条第3項後段の後方地域支援について準用する。

（関係行政機関による対応措置の実施）

第8条 前2条に定めるもののほか、防衛庁長官及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。

（国以外の者による協力等）

第9条 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。

3 政府は、前2項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（国会への報告）

第10条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

(1) 基本計画の決定又は変更があったときは、その内容

(2) 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果（武器の使用）

第11条 第6条第2項（第7条第7項において準用する場合を含む。）の規定により後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

2 第7条第1項の規定により後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、遭難者の救助の職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

3 前2項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治40年法律第45号）第36条又は第37条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

（政令への委任）

第12条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続きその他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して3月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## （7）駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

平成19年5月30日法律第67号

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を

促進するための株式会社日本政策金融公庫の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 駐留軍 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

(2) 駐留軍等の再編 平成18年5月1日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更（当該変更が航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。）をいう。

(3) 防衛施設 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第9条第1項第5号において「日米地位協定」という。）第2条第1項の施設及び区域並びに自衛隊の施設（これらの設置又は設定が予定されている地域又は水域を含む。）をいう。

（基本理念等）

第3条 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよう配慮されなければならない。

2 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに関係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

3 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

### 第2章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

（再編関連特定防衛施設の指定）

第4条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であって、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

(1) 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。

(2) 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

2 防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

3 防衛大臣は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

（再編関連特定周辺市町村の指定）

第5条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（政令で定める範囲内のものに限る。）について、前条第1項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であって、政令で定めるものをいう。次条において同じ。）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定について準用する。



(再編交付金)

第6条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

第3章 再編関連振興特別地域に係る措置

第1節 再編関連振興特別地域の指定

第7条 防衛大臣は、都道府県知事の申出により、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連特定周辺市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域（自然的経済的社会的条件からみて当該再編関連特定周辺市町村の区域と一体としてその振興を図る必要があると認められるものに限る。）からなる地域であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを再編関連振興特別地域として指定することができる。

- (1) 駐留軍等の再編による当該再編関連特定周辺市町村の区域に対する影響が著しいものとして政令で定める場合に該当し、又は該当すると見込まれること。
  - (2) 当該地域の振興を図ることが、当該再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため特に必要であると認められること。
- 2 都道府県知事は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、再編関連特定周辺市町村その他関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 3 防衛大臣は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。
- 4 前3項の規定は、再編関連振興特別地域の範囲を変更する場合について準用する。

第2節 再編関連振興特別地域整備計画

(再編関連振興特別地域整備計画の決定及び変更)

第8条 都道府県知事は、前条第1項の規定による指定があったときは、再編関連振興特別地域の整備に関する計画（以下「再編関連振興特別地域整備計画」という。）の案を作成し、防衛大臣に提出するものとする。

- 2 都道府県知事は、前項の再編関連振興特別地域整備計画の案を作成しようとするときは、再編関連振興特別地域に含まれる区域をその区域とする市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 3 防衛大臣は、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連振興特別地域整備計画を決定する。
- 4 防衛大臣は、再編関連振興特別地域整備計画を決定したときは、その案を提出した都道府県知事にその旨を通知するものとする。
- 5 前各項の規定は、再編関連振興特別地域整備計画を変更する場合について準用する。

(再編関連振興特別地域整備計画の内容等)

- 第9条 再編関連振興特別地域整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 再編関連振興特別地域の整備の基本的方針に関する事項
  - (2) 基幹的な交通施設の整備に関する事項
  - (3) 産業の振興に関する事項
  - (4) 生活環境の整備に関する事項
  - (5) 再編関連振興特別地域に含まれる区域に駐留軍用地跡地等（日米地位協定第2条第1項の施設及び区域に係る土地で駐留軍から返還されたもの並びに返還される予定のものをいう。）が所在する場合には、その利用の促進に関する事項
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に必要な事項
- 2 再編関連振興特別地域整備計画は、他の法令の規定による地域振興又は社会資本の整備に関する計画と調和が保たれたものでなければならない。

第3節 事業の実施等

(事業の実施)

第10条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第11条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。ただし、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域に含まれる場合にあつては、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。これに基づく命令を含む。）の例により、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域以外の区域に含まれる場合で他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担又は補助の割合が定められている場合にあつては、その定めるところによる。

- 2 国は、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。
- 3 国は、前2項に規定する事業のほか、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

(地方債についての配慮)

第12条 地方公共団体が再編関連振興特別地域整備計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(財政上及び金融上の措置)

第13条 国は、前2条に定めるもののほか、再編関連振興特別地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 駐留軍等再編関連振興会議

(駐留軍等再編関連振興会議の設置及び所掌事務等)

第14条 防衛省に、駐留軍等再編関連振興会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 再編関連振興特別地域に関し、第7条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
  - (2) 再編関連振興特別地域整備計画に関し、第8条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項を調査審議すること。
- 3 再編関連振興特別地域整備計画に定められた事項を所管する関係行政機関の長は、当該事項の達成状況について、毎年度、会議に報告しなければならない。

(会議の組織等)

第15条 会議は、議長及び第四項各号に掲げる議員をもって組織する。

- 2 議長は、防衛大臣をもって充てる。
- 3 議長は、会議の議事を整理する。
- 4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 総務大臣
  - (2) 外務大臣
  - (3) 財務大臣
  - (4) 文部科学大臣

- (5) 厚生労働大臣
- (6) 農林水産大臣
- (7) 経済産業大臣
- (8) 国土交通大臣
- (9) 環境大臣
- (10) 内閣官房長官
- (11) 内閣府設置法（平成11年法律第89号）第9条第1項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

5 会議は、前条第2項第2号に規定する事項については、再編関連振興特別地域整備計画に定めるべき事項を所管する大臣である議員の賛成がなければ、議決することができない。

6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第4章 株式会社日本政策金融公庫の業務の特例  
（株式会社日本政策金融公庫の業務の特例）

第16条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第1条及び第11条の規定にかかわらず、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務（以下「駐留軍再編促進金融業務」という。）を行うことができる。

- (1) 駐留軍移転促進事業（駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なものとして政令で定めるものをいう。次号において同じ。）に係る資金の貸付け、当該資金に係る金融機関（銀行法（昭和56年法律第59号）に規定する銀行その他政令で定めるものに限る。）の貸付債権の譲受け、当該資金に係る債務の保証、当該資金を調達するために発行された債券の取得又は当該債券に係る債務の保証を行うこと。
- (2) 駐留軍移転促進事業に係る資金の出資をすること。
- (3) 前2号の業務に関連して必要な調査を行うこと。
- (4) 第1号及び第2号の業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。
- (5) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（株式会社日本政策金融公庫による貸付け及び出資の制限）

第17条 株式会社日本政策金融公庫は、前条第1号の資金の貸付けに係る業務であって無利子のものについては、第21条第1項の規定による政府からの無利子の貸付けを受けた金額を超えて、これを行ってはならない。

2 株式会社日本政策金融公庫は、前条第2号の業務については、政府から駐留軍再編促進金融業務に係る資金に充てるべきものとして、株式会社日本政策金融公庫法第4条第1項の規定による出資があった金額及び同法附則第42条第4号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成11年法律第35号）第5条第2項の規定による出資があった金額の合計額に相当する金額を超えて、これを行ってはならない。

（区分経理）

第18条 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定（以下「駐留軍再編促進金融勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

（借入金等の限度額）

第19条 駐留軍再編促進金融勘定における借入金の現在額は、駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額（次項において「借入金の限度額」という。）を超えることとはならない。

2 第16条の規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け及び債券の取得の現在額、資金に係る債務の保証及び債券に係る債務の保証の現在額並びに出資の現在額の合計額は、駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額並びに借入金の限度額の合計額を超えることとはならない。

（社債の発行の制限）

第20条 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融業務を行うために必要な資金の財源に充てるためには、社債を発行してはならない。

（政府からの資金の貸付け等）

第21条 政府は、予算の範囲内において、株式会社日本政策金融公庫に対し、株式会社日本政策金融公庫法第4条第1項の規定による出資に代えて駐留軍再編促進金融業務に係る資金を無利子で貸し付けることができる。

2 政府は、予算の範囲内において、株式会社日本政策金融公庫に対し、駐留軍再編促進金融業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

（株式会社日本政策金融公庫法の適用等）

第22条 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる株式会社日本政策金融公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第4条第3項	第41条	第41条及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第18条
	同条各号に掲げる業務	第41条各号に掲げる業務及び駐留軍再編促進金融業務（駐留軍再編特別措置法第16条に規定する駐留軍再編促進金融業務をいう。以下同じ。）
第5条第2項	第13条第3項	駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する第13条第3項
第11条第1項第5号	行う業務	行う業務（駐留軍再編促進金融業務を除く。）
第13条第3項	附帯する業務	附帯する業務並びに駐留軍再編促進金融業務
第31条第4項	業務	業務並びに駐留軍再編促進金融業務
第34条第3項、第38条第3項及び第39条第2項	会計検査院	会計検査院及び防衛大臣
第35条第2項	、第31条、第33条及び前条	及び第33条並びに駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する第31条及び前条
第36条第2項	、第31条、第33条及び第34条	及び第33条並びに駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する第31条及び第34条
第42条第1項	前条	前条及び駐留軍再編特別措置法第18条
	同法第295条第2項	会社法第295条第2項
	額」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第41条	額」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第41条及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第18条
	同条第1号	株式会社日本政策金融公庫法第41条第1号
	第41条の規定により設けられた勘定に属する資本金	第41条及び駐留軍再編特別措置法第18条の規定により設けられた勘定に属する資本金
	同条の	これらの

第42条第2項	第47条第1項	駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する第47条第1項
	同条第2項	駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する第47条第2項
	前条	前条及び駐留軍再編特別措置法第18条
	同法第448条第1項	会社法第448条第1項
	第41条	第41条及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第18条
	同条の	これらの
第42条第3項	前条	前条及び駐留軍再編特別措置法第18条
	同条	これら
第47条第1項、第5項及び第7項	業務	業務及び駐留軍再編促進金融業務
第50条第1項	業務	業務及び駐留軍再編促進金融業務
	貸付け	貸付け(駐留軍再編特別措置法第21条第1項の規定によるものを含む。)
第51条第1項	又は社債の発行をして	若しくは社債の発行をし、又は駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する前条の規定により資金の借入れをし、若しくは駐留軍再編特別措置法第21条第2項の規定により交付を受けて
	第41条	第41条及び駐留軍再編特別措置法第18条
	同条各号に掲げる業務	第41条各号に掲げる業務及び駐留軍再編促進金融業務
第57条	この法律に	駐留軍再編特別措置法並びにこれらに
第58条及び第59条第1項	この法律	この法律、駐留軍再編特別措置法
第64条第1項第6号	事項	事項並びに駐留軍再編促進金融業務に係る財務及び会計に関する事項
第65条	厚生労働大臣	厚生労働大臣(第3号の場合にあっては、厚生労働大臣及び防衛大臣)
第71条	第59条第1項	第59条第1項(駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)
	同項	第59条第1項
第73条第3号	第11条	第11条及び駐留軍再編特別措置法第16条
第73条第7号	第58条第2項	第58条第2項(駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
附則第47条第1項	公庫の業務	公庫の業務(駐留軍再編促進金融業務を除く。)

2 駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、株式会社日本政策金融公庫法第60条第1項及び第2項並びに前項の規定により読み替えて適用する同法第58条、第59条第1項及び第73条第7号に規定する主務大臣は、財務大臣及び防衛大臣とする。

3 財務大臣は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合において、株式会社日本政策金融公庫法第29条第1項の規定による予算の提出、同法第35条第1項の規定による補正予算の提出、同法第36条第1項の規定による暫定予算の提出、同法第40条第2項の規定による貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告書の提出並びに同法第44条第1項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、これらを防衛大臣に通知しなければならない。

(駐留軍再編促進金融勘定の廃止)

第23条 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融業務を終えたときは、駐留軍再編促進金融勘定を廃止するものとする。

2 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融勘定の廃止の際、駐留軍再編促進金融勘定に残余財産があるときは、当該残余財産の額を国庫に納付しなければならない。

3 株式会社日本政策金融公庫は、第1項の規定により駐留軍再編促進金融勘定を廃止したときは、その廃止の時ににおける駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額により、それぞれ資本金及び準備金を減少するものとする。

4 前項の規定による資本金及び準備金の額の減少については、会社法(平成17年法律第86号)第447条から第449条までの規定は、適用しない。

(罰則)

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした株式会社日本政策金融公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

(1) 第17条第1項の規定に違反して資金の貸付けをし、又は同条第2項の規定に違反して出資をしたとき。

(2) 第19条第1項の規定に違反して資金の借入れをし、又は同条第2項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、債券の取得、資金に係る債務の保証、債券に係る債務の保証若しくは出資をしたとき。

(3) 第20条の規定に違反して社債を発行したとき。

第5章 駐留軍等労働者に係る措置

第25条 国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成11年法律第217号)第3条に規定する駐留軍等労働者をいう。)について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。

第6章 雑則

(省令への委任)

第26条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第5条の規定は、この法律の施行の日又は株式会社日本政策金融公庫法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の実施の年度の開始の日(以下この項において「再編実施基準日」という。)から前項に規定する日までの期間が5年に満たない場合又は再編実施基準日が同項に規定する日後となる場合における当該再編関連特定防衛施設に係る再編交付金の交付については、第6条の規定は、再編実施基準日から起算して5年を経過する日又は平成34年3月31日のいずれか早い日(次項において「交付終了日」という。)までの間、なおその効力を有する。

3 前2項の規定にかかわらず、再編交付金に基づく事業で、第1項に規定する日(前項に規定する場合にあっては、交付終了日。以下この項において同じ。)後に繰り越される再編交付金に係るものについては、第6条の規定は、第1項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 第1項の規定にかかわらず、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で、同項に規定する日後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るものについては、第11条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5 第1項の規定にかかわらず、第4章の規定は、同項に規定する日後も、当分の間、なおその効力を有する。  
(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律との関係)

第3条 駐留軍再編促進金融業務は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号。以下この条において「行革推進法」という。)第12条第2項の規定の適用については、国際協力銀行法第23条第1項に規定する国際金融等業務とみなして行革推進法第4条に規定する新政策金融機関に承継させるものとし、当該駐留軍再編促進金融業務については、同条の規定は、適用しない。  
(防衛省設置法の一部改正)

第4条 防衛省設置法(昭和29年法律第164号)の一部を次のように改正する。  
[次のよう略]  
(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第5条 株式会社日本政策金融公庫法の一部を次のように改正する。  
[次のよう略]  
附 則〔平成19年5月25日法律第58号抄〕  
(施行期日)

第1条 この法律は、平成20年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
(1) [略]  
(2) 第54条(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法附則第1条にただし書を加える改正規定及び同法附則に1条を加える改正規定に限る。)の規定 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法〔平成19年5月法律第67号〕の施行の日〔平成19年8月29日〕又は株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)の施行の日〔平成19年5月25日〕のいずれか遅い日  
(罰則に関する経過措置)

第8条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
(調整規定)

第10条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)、株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)又は地方公営企業等金融機構法(平成19年法律第64号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機構法によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

別表(第11条関係)

項	事業の区分	国の負担又は補助の割合
1	土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業	10の5.5

2	漁港 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号に掲げる機能施設のうち輸送施設若しくは漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の修築	10の5.5
3	港湾 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項に規定する重要港湾における同条第5項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設(以下「水域施設等」という。)の建設及び改良	10分の5.5(港湾法第42条第1項に規定する国土交通省令で定める小規模な水域施設、外郭施設又は係留施設の建設及び改良にあっては、10分の4.5)
	港湾法第2条第2項に規定する地方港湾における水域施設等の建設及び改良	10分の4.5
4	道路 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路の新設及び改築	10分の4.5
5	水道 水道法(昭和32年法律第77号)第3条第2項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第8項に規定する水道施設の新設及び増設	10分の3
6	下水道 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に掲げる公共下水道又は同条第四号に掲げる流域下水道の設置及び改築	10分の5.5
7	義務教育施設 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)第2条第1項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の同条第2項に規定する建物の新築、増築及び改築並びに学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の同条第1項に規定する学校給食の開設に必要な施設の整備	10分の5.5

## (8) 再編実施のための日米のロードマップ(仮訳) (抜粋)

平成18年5月1日

ライス国務長官、ラムズフェルト国防長官  
麻生外務大臣、額賀防衛庁長官

### 【実施に関する主な詳細】

#### 4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- 第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、(1)必要な施設が完成し、(2)訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。
- 厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。
- KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。
- 海兵隊CH-53Dヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。

- 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。
- 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。
- 将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

#### 6. 訓練移転

- 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。
- 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。
- 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。
- 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。
- 一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。
- 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。
- 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

### (9) 在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について

平成18年5月30日  
閣議決定

- 1 日米両国政府は、自衛隊及び米軍の役割・任務・能力並びに在日米軍の兵力構成見直しについて協議を進め、平成17年10月29日の日米安全保障協議委員会において、これらに関する勧告が承認された。日米両国政府は、引き続き協議を進め、平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において、在日米軍の兵力構成見直し等についての具体的な措置（以下「再編関連措置」という。）を含む最終取りまとめが承認された。
- 2 新たな安全保障環境において、引き続き我が国の安全を確保し、アジア太平洋地域の平和と安定を維持していくためには、日米安全保障体制を維持・発展させていくことが重要である。在日米軍の駐留は日米安全保障体制の中核であり、米軍の使用する施設・区域の安定的な使用を確保する必要がある。  
米軍の使用する施設・区域が沖縄県に集中し、また、本土においても施設・区域の周辺で市街化が進み、住民の生活環境や地域振興に大きな影響を及ぼしている。こうした現状を踏まえ、幅広い国民の理解と協力を得て今後とも施設・区域の安定的な使用を確保し、日米安全保障体制を維持・発展させるためには、抑止力を維持しつつ地元の負担を軽減することが重要である。
- 3 最終取りまとめには、米軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県からの約8,000名の海兵隊要員の削減、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設、嘉手納飛行場以南の人口が密集している地域の相当規模の土地の返還（普天間飛行場、牧港補

給地区、那覇港湾施設等の全面返還を含む。）、横田飛行場における航空自衛隊航空総隊司令部の併置等による司令部間の連携強化、キャンプ座間における在日米陸軍司令部の改編、航空自衛隊車力分屯基地への弾道ミサイル防衛のための米軍のレーダー・システムの配置、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐、キャンプ座間及び相模総合補給廠の一部返還、訓練の移転等の具体的な措置が盛り込まれている。

これらの再編関連措置については、最終取りまとめに示された実施時期を踏まえつつ、着実に実施していくものとする。

- 4 わが国の平和と安全を保つための安全保障体制の確保は政府の最も重要な施策の一つであり、政府が責任をもって取り組む必要がある。その上で、再編関連措置を実施する際に、地元地方公共団体において新たな負担を伴うものについては、かかる負担を担う地元地方公共団体の要望に配慮し、我が国の平和と安全への大きな貢献にこたえるよう、地域振興策等の措置を実施するものとする。  
また、返還跡地の利用の促進及び駐留軍従業員の雇用の安定確保等について、引き続き、全力で取り組むものとする。
- 5 沖縄県に所在する海兵隊部隊のグアムへの移転については、米軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県の負担の軽減にとって極めて重要であり、我が国としても所要の経費を分担し、これを早期に実現するものとする。
- 6 政府としては、このような考え方の下、法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずることとする。他方、厳しい財政事情の下、政府全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、防衛関係費においても、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な防衛力整備に努める。「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」（平成16年12月10日閣議決定）については、在日米軍の兵力構成見直し等の具体的な内容を踏まえ、再編関連措置に要する経費全体の見積もりが明確となり次第、見直すものとする。
- 7 普天間飛行場の移設については、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会において承認された案を基本として、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の立場並びに普天間飛行場の移設に係る施設、使用協定、地域振興等に関するこれまでの協議の経緯を踏まえて、普天間飛行場の危険性の除去、周辺住民の生活の安全、自然環境の保全及び事業の実行可能性に留意して進めることとし、早急に代替施設の建設計画を策定するものとする。  
具体的な代替施設の建設計画、安全・環境対策及び地域振興については、沖縄県及び関係地方公共団体と協議機関を設置して協議し、対応するものとする。  
これに伴い、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成11年12月28日閣議決定）は廃止するものとする。  
なお、平成18年度においては、上記の政府方針に定める「II地域の振興について」に基づく事業については実施するものとする